公益社団法人熊谷市シルバー人材センター表彰基準(内規)

平成５年９月７日

内　規　第１号

（目的）

第1条　この内規は、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下「センター」という）の事業の振興並びに運営に貢献した者を表彰し、会員の意識の高揚と会員福祉に資することを目的とする。

（表彰の種類）

第2条　表彰は、会員表彰、役員表彰、一般表彰及び職員表彰とし、次の各号に該当する者に対して行う。

（1）　会員表彰

①　正会員として10年以上にわたり在籍した者。

②　班長及び副班長として4年以上事業活動を推進し、その業績が顕著な者。

③　その他理事長が認めた者。

（2）　役員表彰

センター役員を引き続き2期以上在任し、退任した者。

（3）　一般表彰

センターの趣旨に賛同し、その協力が顕著な者。

（4）　職員表彰

センターの職員として10年以上勤続し成績が優秀な者。なお継続して更に10年以上勤務した者。

（被表彰者の決定）

第3条　被表彰者は、理事長が理事会に図り理事会の議決を経て決定する。

２　前条1項各号の表彰は、同一人の理由によって、再度表彰は行わないものとする。

３　この内規施行前受彰された者は、内規施行後受彰したものと同等に見なし選考するものとする。

（表彰の方法）

第4条　表彰は、理事長が賞状を贈りこれを行う。

２　前条の賞状は、第2条第1号、4号にあっては表彰状を、同条第2号、3号にあっては感謝状を贈呈する。

３　理事長は必要があると認めるときは、賞状に添えて記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第5条　表彰は定時総会において行う。但し、速やかに表彰する必要があるときは、随時に行うことができる。

（補則）

第6条　この内規に定めのない事項については、理事長が定める。

附　則

この内規は、平成5年9月7日から施行する。

附　則

この内規は、平成17年4月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成18年4月１日から施行する。

附　則

表彰基準(内規)（平成５年内規第1号）の一部を改正する。

この内規は、平成24年4月１日から施行する。